

## 横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、(仮称)横須賀三浦ブロック広域連合(以下「広域連合」という。)の設立に向けて、横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その運営について定めるものとする。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、横須賀市役所内に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、次の事務を行う。

- (1) 広域連合設立に関する事務
- (2) ごみの広域処理に関する調査

### (会員)

第4条 協議会は、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町を会員とする。

### (役員)

第5条 協議会に会長、副会長2名及び監事2名の役員を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の代表者の互選により決定する。
- 3 監事は、会員のうち会長及び副会長の属さない市又は町の職員をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し関係市町を代表して第3条の事務を行う。
- 5 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 6 監事は、協議会の会計について監査を行う。

### (4市1町調整会議)

第6条 協議会の運営に関し協議の必要があるとき、又は会員から求めがあったときは、会員による4市1町調整会議(以下この条において「会議」という。)を開催するものとする。

- 2 会議には、必要に応じて神奈川県その他の関係者を出席させることができる。

### (事務局)

第7条 第3条に定める事務を行うため、協議会に事務局を置く。

### (事務局員等)

第8条 事務局員は、会員の職員をもって充てる。

- 2 事務局員の数は、次表左欄の会員ごとに右欄の人数とする。

会 員	事務局員の人数
横 須 賀 市	5人
鎌 倉 市	3人
逗 子 市	2人
三 浦 市	2人
葉 山 町	1人

- 3 事務局員の職種等については、会員の協議により別に定める。
- 4 事務局員の身分の取扱い等について、会長は当該職員の属する会員と協定書をそれぞれ別に締結するものとする。

**(事務局長等)**

**第9条** 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、会員の協議に基づき会長が指名する。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、事務局員の事務分担を決定し、管理し事務局員を統括管理する。

**(管理班及び計画班)**

**第10条** 事務局の事務を円滑に進めるため、事務局に管理班及び計画班を置く。

- 2 前項の班の事務分担は、会長が別に定める。

**(班長)**

**第11条** 前条第1項の班に班長を置く。

- 2 班長は、会員の協議に基づき会長が指名する。
- 3 班長は、その班に属する事務を掌握し、所属する事務局員を指導監督する。

**(会計)**

**第12条** 協議会の経費は、会員からの負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会長は、当該年度の終了後速やかに決算報告を作成し、監事の監査を受けなければならない。
- 4 会長は、前項の監査終了後は、速やかに決算に関し会員の承認を得なければならない。

**(事務処理等)**

**第13条** 協議会用務に基づく出張の扱い及び財務に関する事務については、会員の協議に基づき会長が別に定めるものとする。

**(その他)**

**第14条** この規約に定めるもののほか必要な事項は、会員の協議に基づき会長が別に定める。

**附 則**

- 1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、広域連合の設立の日をもって効力を失う。ただし、第12条第3項及び第4項については、それぞれ監査の終了する日まで、及び決算の承認が得られた日までとする。
- 3 協議会において取得した財産及び発生した事務については、その全部を広域連合に引き継ぐものとする。

**附 則**

この規約は、平成15年4月1日から施行する。